

日本における新出資料の増加と既存資料の見直し

——新出資料から見えてくるもの——

乾 善 彦

はじめに

近年、七・八世紀木簡という資料群が増大するにともなうて、それまで文献資料に頼ってきた古代の文字文化の景観が大きく変化してきた。記紀万葉に代表される古代資料は、文学的な価値はともかく、言語資料としての地位とある特殊なものとして、日常生活の片隅に追いやられ、逆に、従来一次資料としてその重要性はみとめられていながら、近代言語学の言語観に従って、古代の言語資料としては、読みが確定しないことにおいてその取扱いに問題を抱えていた正倉院文書が、いわゆる変体漢文文書まで含めて、古代官人たちの日常の文字生活を明らかにする資料として見直されるようになった。そこで、新出資料の性格を吟味することによって、現状の文字文化に対する研究の到

達点を確認し、今、何が問題として設定しうるかを考えてみたい。

一 七・八世紀木簡の意義——正倉院文書の見直し

八世紀の一次資料のまとまったものとして、従来より知られていた正倉院文書のなかから、仮名を含む資料を取り出した、南京遺文、同拾遺、南京遺芳は、近代言語学の興味がことばのかたち、つまり聴覚映像にあったことに照らして、大きな意義があった。それは、仮名でないと古代語のすがた（語形）がわからないということの、裏返しでもある。その他の、仮名を含まない膨大な文書は、古代語研究のための資料としての価値を、過小評価されることともなったわけである。

ところが、一九六一年、平城京から約六〇点の木簡が出

土し、八世紀の一次資料に、あらたな資料群が加わることになる。^① いちはやく、阪倉篤義「国語資料としての木簡」(『国語学』七六集、一九六九・三)が、「おやじ(同)」の語に注目して、木簡の資料的な位相を問題にしている。以後、年々増加する木簡の量は、正倉院文書の量に匹敵し、あるいは凌駕する勢いである。これと同時に、木簡の用語が和語との関係で注意されるようになり、いわゆる変体漢文資料の見直しがおこなわれるようになった。とくに、西河原森ノ内遺跡出土の文書木簡や長屋王家木簡、二条大路木簡などが注目される。西河原森ノ内遺跡出土の文書木簡については、犬飼隆『木簡による日本語記史』(二〇〇五、笠間書院)に詳細な読解と現在までの研究がまとめられており、長屋王家木簡、二条大路木簡については、東野治之『長屋王家木簡の研究』(一九九六、塙書房)がある。

東野は木簡の解説にあたり、多様な漢字表現よりも、それに対応する和語の存在に注目し、いわゆる変体漢文文書は、表記された漢語の語義をそのままにとるよりも、訓読される語にしたがうことよって理解すべきであるとして、古事記の文章もそれら実用文書にみられるいわゆる変体漢文と通底するものであることを指摘する。また、犬飼隆前掲書や、奥村悦三の諸論文^②などよって、木簡の資料性、古代語散文の中の訓読的要素の問題などが議論されるよう

になり、古代語を対象とした文字とことばとの関係に、新たな視点が提供されるにいたった。犬飼は古事記の文章が、いわゆる変体漢文をベースとしながらもそれを「精錬」することよって独自の文章を作り上げているとし、^③奥村は、仮名文書の背景にいわゆる変体漢文とその訓読とがあつたことを指摘し、さらに生活のことばと文書のことばとの位相性について言及している。

このように、いわゆる変体漢文をはじめとする、非仮名資料についても、文字とことばとの関係を考える資料とすることができるといふことに、ある程度の共通理解ができたことよって、仮名を含まない正倉院文書も見直しがおこなわれるようになったのである。その中で、奈良女子大学の二十一世紀COEプログラムにおいて展開された、桑原祐子『正倉院文書の訓読と注釈 請暇不参解編(一)』(奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集Vol.4)をはじめとする正倉院文書の訓読と注釈の試みは、「訓読作業を積み重ねることよって、いかなる言葉で事柄が記録され、理解されたのかという事実が解明される」(同書「はじめに」)という考えのもとに、「文字を書いて仕事する人」たちの、「日常ふだん」の日本語」(二〇〇七年度萬葉学会全国大会要項集)の解明をめざしたものと注意される。

しかしながら、このように、文字論の研究が進み、従来の書記研究とは格段の差がある現代においても、五十年前にかめいたかしが「古事記はよめるか」と問いかけたその問題意識は、現代的意義を失わないどころか、もう一度、その言説に立ち戻って、古代の日本語書記の位置を確認しなければならぬ状況になっているように思われるのである。書こうとしたことばがそのまま書かれたことばに反映されているのか、書かれたことばはそのまま読まれるべきことばなのか、書こうとしたことばで読まなければならぬのかなど、書かれたことばと読むべきことばとのあいだの埋めがたい溝を、われわれはいつたいどのように埋めればよいのだろうか。日本語で書かれているから日本語として読むという、いわば訓読を前提とすることの意味、あるいはそのような日本語が、はたしてある種の散文文体を構成しえたのかという^⑥ことを、もう一度、考えなおす必要があるのではないか。

二 韓国の木簡や金石文との時間的差異と質的共通性

従来から知られていた朝鮮半島の金石文、新羅の真興王巡狩碑（五六七）、赤城碑（六世紀中頃）、南山新城碑（五九一）や、今回のシンポジウムで李成市報告に取り上げられた迎日冷水里碑（五〇三？）、蔚珍鳳坪碑（五二四）、浦

項中城里碑（五〇一）など六世紀の碑文に、正格の漢文（中国古典文の格）から外れる点のあることが指摘されるが、近年知られるようになった新羅や百済の木簡にも、日本で発見されるような木簡と同様の用途や文字遣いがみとめられるようである（今回の李鎔賢報告によると、とくに百済の木簡に書体も含めて近さが感じられるという）。日本における金石文の変体漢文的要素は、成立時期に問題のある法隆寺金堂薬師如来像光背銘や漢文の和習と思われるもの^⑦のぞくと、近年疑問視されることもあるが、野中寺藏弥勒菩薩像台座銘（六六六）か、上野三碑のうちの山ノ上碑（六八一）の七世紀後半にまでくだる。

木簡にしても、日本のは比較的早いもので上之宮遺跡出土木簡が七世紀初めにさかのぼりうるかとされているが、あとは難波宮木簡の七世紀中ごろのものであり、変体漢文の西河原森ノ内遺跡出土の文書木簡は、七世紀末までくだりそうである。とすると、やはり、新羅や百済の六世紀木簡とくらべて、一世紀ほどの差があることになる。漢字でもって朝鮮語なり日本語を書き記す方法は、仮名の用法にせよ、いわゆる変体漢文にせよ、朝鮮半島でおこなわれたのが将来されたものであり、朝鮮半島と日本列島とで共通の基盤を持っていたと考えざるを得ない。

いわゆる変体漢文については次節に述べるとして、まず、

仮名について考えてみる。近年、難波宮から出土した「はるくさ」木簡によって、ウタの仮名書きが七世紀中ごろまでさかのぼることが確認された。これによって「歌木簡」論議がはじまることになるわけだが、その経緯と問題点については拙稿「歌木簡」の射程」(『文学・語学』一九六、二〇一〇・三)にまとめておいたので、今はふれない。ただ、注意しなければならないのは、五世紀末に確認される固有名詞の仮名書きから、ウタという文章全体の仮名書きまで時期を置かないのに対して、朝鮮半島では、いづれ見つかるとみられないが、そこまで仮名の用法が拡充しなかったとみられることである。朝鮮半島では自国語による漢字表記の方法が一世紀も先駆けて成立し、仮名の用法も漢文に交じってはあったのに、仮名で文章をつづることはついに行われず、宣命書きのようなものとどまるのに対して、日本列島においては、仮名でウタが書かれ、日本語表記のための仮名(ひらがな・カタカナ)が成立し定着したのである。朝鮮半島において仮名の方法が仮名へと展開しなかったのはなぜかが問われる必要がある。

朝鮮半島の金石文にあらわれる人名にしても、あるいは日本書紀の朝鮮記事における人名にしても、比較的文字列の長いものが多い。これは、朝鮮語の音節が閉音節の構造であり、かつ、音節構造が中国語のそれと異なる場合が多

く、子音字が必要とされたことによると考えられる⁸⁾。つまり、一音節に二字が必要となる場合が多く生じるのである。これが、日本での仮名が基本的には一字一音節であるのと大きく異なる点である。ちなみに、連合仮名の用法は、やはり、子音に敏感な朝鮮語ならではの方法であり、日本にもはじめのうちは用いられたのが、徐々になくなっていくのも、そのような音節構造の違いによる、子音に対する意識の差の反映かと思われる。朝鮮語が漢字を捨ててハングルを作り定着させたのには、中国との距離が注意されることが指摘されるが、言語内部の問題としてあったことも考えられてよい。

三 書記様式としての変体漢文

訓読ということといわゆる変体漢文ということについて、最近、金文京『漢文と東アジア』(二〇一〇、岩波新書)が、東アジア全体の中で位置付けるべきことを指摘している。その中で、広義の変体漢文は決して日本だけのものではなく、東アジアの視点から見直すべきことの重要性に言及する。韓国における木簡資料の増大は、金石文の再検討をせまるであろうし、それによって日本のいわゆる変体漢文や律令官人たちの日常の文書形式との対照もすすむことが期待される。

古代官人の日常に行われた文章は、その背後に生活のことばとしての、日本語の話しことばがあり、それと規範としての中国古典語（漢文）あるいは律令制度によって将来された漢字語（漢語）とが、漢文訓読の方法によって混淆してできた、あらたな形式の書きことばであったと考えられる。中国語と日本語との間で、定まった統語論的な文法をもたない、まさに書記の世界のみのことば使い（書記様式）であったと考えられるのである。だとすると、第一節で言及した漢文訓読による正倉院文書の見直しは、はたして、どこまで「ことば」の問題にせまりうるのが検証されなければならぬだろう。それは、古代のいわゆる変体漢文が、一つの文体（そこには訓読されるような「ことば」の存在が前提されなければならない）としてありうるものかどうか立ち戻って検証する必要があるのである。構文的な観点については、以前に、拙稿（注6参照）で、次の文書を取り上げ、（以下、正倉院文書の引用の○括弧の数字は先掲桑原報告書の通し番号）、「請」と「為」の字順が漢文の法によるものと日本語の法によるものとが混在していることを指摘し、この場合、発想されたことばを日本語的な語順のことばととらえるか、中国語的な語順のことばととらえるかが、問題となり、訓読すれば同じことばになることばが、はたして発想されたことばといいう

るのか、という疑問を呈した。書かれたものは、たしかに異なるからである。

大原國持謹解 請暇日事

合伍箇日

右請穢衣服洗為暇日

如前以解（大原國持解、統修20、⑤）

美努人長謹解 申請暇日事

合三箇日

右為療親母之胸病

請如件謹以解（美努人長解、統修20、⑧）

さらに、語法に関しては、訓読の際にどのようなことが期待されるのかという問題がある。請暇不參解の冒頭表現として、「（某／謹）解（申）請暇（日）事」（一）は任意）のような定型があり、これを「（それがし（人名）／謹しみて）解す。暇（日）を請ふ事を申す。／暇（日）を請ふ事。」のように訓読するとして、「申」の有無が、訓読ではことなる文型になってしまう。「解」は「申す」の意であり、「申」でないことで「解（ゲ）す」と訓むことは、後代の語彙に鑑みて納得できるのだけでも、しかし、その結びが「以解」だけでなく「以申」のかたちも多く存する。だとすると、「申」のある場合は、「謹んで解（まう）す、の事を申す」と訓み、さらに末尾を、いずれの

場合にせよ「以て解／申（まうす）」と首尾を呼応させて訓むことは、訓読のことが先にあると考えたときには、ある程度の妥当性をもつように思われる。そして、「申」がない場合も「謹んで解（まう）す、くの事をまうす」のように「まうす」を補読することは、ひとつの文章の定型として考えるのではなからうか。

語彙的な面では、桑原前掲書では音読みされる二字語について、はたして音読みに決定する根拠があるのかが問題となる。「辛苦」(28)、(69)や「親母」(8)、(16)、(19)、「身体」(28)、「治療」(302)、「療治」(3)、(54)、(99ほか)が、他に「苦」「母」「身」「治」「療」があることを考えると、その差異を重視して音訓で読み分けるといふ立場もありうるが、「ことば」としては一つの和語（生活のことば）が漢文的に表記する段階で多様な漢語表現が採用されたと見ることでもできよう。音読するかどうかは、有意な表現の差に対しての解決策にはならず、文字表現を文字のものとして理解することも、決して書き手の意図を無視することにはならないはずだからである。書きことばということを見ると、書き手がその漢語を他の語とは区別して選んだということが、そのまま、それが読み分けられなければならないというには、直接つながるものではないと思量する。その場合、書かれたことばと読むべきことばとが異

なることがあってもよいといってしまうには、躊躇する面もあるのではあるが、書きことばの本質をそのようにとらえるとき、かならずしも両者が一致する必要はないと考え⁽¹²⁾る。

まとめ

以上、近時の木簡という資料の増加にもなつて、従来知られていた正倉院文書の見直しが進んだことと、韓国における木簡の増加によつて、それらが東アジアの視点でとらえられるべきこと、その点からすると、変体漢文はわが国特有のものでは決してないこと、その上で、正倉院文書にみられる変体漢文の性格を考えるべきことを述べた。

話しことばである生活のことばと、書きことばである漢文とが、漢文訓読を介して接触・混濁し、その上であらたな書きことばが誕生する。それが変体漢文なのであり、文字通り漢文のように書く書きことば（書記様式・表記体）としてとらえるなら、そこに「ことば」がどの程度関与するのか、「書きことば」とはどういうものなのかという本質的な議論が、今後、求められることになる。書かれたことばの資料の増大は、書かれたことば自体の本質にも、再検討を求めているのである。

- (1) 木簡の発見自体は、一九〇四年の香川県長福寺でのものにさかのぼるといふ(『木簡黎明―飛鳥に集ういにしえの文字たち』(飛鳥資料館開館図録(二〇一〇)解説、山本崇担当)。また、正倉院にも、実用文書の木簡が伝世している(『平成二十二年度正倉院展図録』)。
- (2) 奥村悦三「仮名文書の成立以前」『論集日本文学・日本語 上代』(一九七八、角川書店)、「仮名文書の成立以前 続」(『万葉』九九、一九七八・十二)、「暮しのことば、手紙のことば」『日本の古代14ことばと文字』(一九八八、中央公論社)、「かなで書くまで―かなとかな文の成立以前―」(『万葉』一三五、一九九〇)、「話すことと書くこととの間」『国語と国文学』六八―五(一九九五・五)、「書くものと書かれるものと」『状況一九九六別冊』(一九九六・五)など。
- (3) 犬飼前掲書のほか、『漢字を飼いならす 日本語の文字の成立史』(二〇〇八、人文書館)、『木簡から探る和歌の起源』(二〇〇八、笠間書院)も参照。
- (4) このほか桑原祐子『正倉院文書の訓読と注釈 請暇不参解編(二)』(奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集 Vol.9)、黒川洋子『正倉院文書の訓読と注釈 啓・書状編(一)』(奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集 Vol.35、平成二十二年科学研究报告『正倉院文書訓読による古代言語生活の解明』(I・桑原祐子「正倉院文書の訓読と注釈―造石山寺所解移牒符案
- (一)―II・黒田洋子「正倉院文書の訓読と注釈―啓・書状―」、中川ゆかり「正倉院文書からたどる言葉の世界(一)」がある。
- (5) かめいたかし「古事記は よめるか―散文の部分における字訓およびいはゆる訓読の問題―」『古事記大成言語文字篇』(一九五七、平凡社)のち『日本語のすがたとこころ(二) 亀井孝論文集4』(一九七五、吉川弘文館)所収)
- (6) 拙稿「文字をめぐる思弁から―文章と文字との対応関係についての覚書―」(関西大学『国文学』九三、二〇〇九・三)
- (7) 東京国立博物館蔵菩薩半跏像(丙寅(六〇六)年)の「願南无頂礼作奏也」や同じく東京国立博物館蔵観音菩薩像(辛亥(六五二)年)の「乞願」などが、従来、和習とされている。
- (8) たとえば、今回の李成市報告にある人名にしても、比較的長いものの最後が「利」で終わるものが目立つが、これなど、末子音の「r」が表記されたものではないか。中国語には「r」で終わる音節がない。
- (9) 沖森卓也『日本古代の文字と表記』(二〇〇九、吉川弘文館)には、連合仮名や二合仮名という、一字一音に当てはまらない仮名の用法が、日本での仮名の用法の古い層にあることを指摘している。
- (10) シンポジウム当日、「書きことば」というのは適切ではないとの指摘をうけた。拙稿においても、いわゆる

変体漢文は文体ではなく表記体問題であることを指摘してきた(注6拙稿、および「表記体の変換と和漢混雑文」(『古典語研究の焦点』、二〇一〇・一)。その点からすると「表記様式」とするのが適当かと思うが、行論の整合性を考えて、発表当初のままとし、節の題名を改めるだけにとどめた。

また「変体漢文」という用語についても、橋本進吉の意図した用法からははずれるものであり、不適切との指摘をいただいたが、これについては、現在、広義にとつて広く使われており、その内実が日本語の文章であることも、広くみとめられているところである。その意味においては、拙稿の意図するところにならなっており、いたずらに混乱を招くことのないようにしたいのと、日本語文を意味する、「漢文」という語を含む表記体があっても差し支えないと考えるし、それは東アジアのどの言語においても同じであり(国漢文といいういかたがなされることもある)、むしろ、日本語文を日本語文だことあげることによって見失われる面が大きいことを危惧して、当面、問題とする表記体を「いわゆる変体漢文」と呼ぶことにする。いずれ、東アジアに共通する用語が提唱されたときに、改めて考えたい。

さらに、書きことばに関連して、中国少数民族の事例が示されたが、われわれの日常においても、方言と共通語とで同じ現象を見ることができると。つまり、現代

日本において東京と関西を除く多くの地域では、日常の話しことばとしての方言と他地域の人との間の話しことばである共通語と、ふたつの話しことばを持っており、書くことにおいては、方言で書くことはせずに関共通語で書くのである。それは、方言で書かなければならないことは日常ではほとんどなく、社会制度としての共通語とそれによる書記とがあるからである。中国の少数民族においても、かれらが固有の国家、あるいは固有の書記を必要とする社会制度を形成しないことにおいて、制度としての共通語である北京語とそれによる書記とがあれば十分なのである。これに対して、古代日本においては、書記というものが導入された最初は東アジアの共通語である漢文であり(ちようど現代の共通語や少数民族の北京語のようなもの)、そんな時代が長く続いたのだからけれど、国家を形成する過程において、固有の書くことの制度であるいわゆる変体漢文を成立させたと考える。拙稿「古代語における文字とことばの一断章」(『国語文字史の研究』一二、二〇一〇・三予定)参照。

(11) 以下の具体的な事象については、拙稿「正倉院文書請暇解の訓読語と字音語」(『国語語彙史の研究』三〇、二〇一〇・三予定)に述べた。

(12) この言及についても、では、古代語をどのようにして求めればよいのかという疑問を、当日の議論のなかでいただいた。もちろん、訓読による理解という方法を

否定するものではないし、この訓読と注釈の成果は、高く評価するものだし、今後の研究の基礎となるものであると考える。しかし、本居宣長のように、訓読に徹底するのも一つの方法であつただろうし、それによつてもまた、訓読から「生活の日本語」としてのことが得られるであらう。ただここでは、書かれた文字の違いがかならずしも「ことば」の違いにはならないかぎり、音読みか訓読みかを見定めるだけの資料や方法をわれわれはまだ、持ちえてはいないということ、かめいが結論をあえて「ヨメない」とことあげたことの意味を問いたいのである。これについても注10、注11拙稿参照。